

官報 号外

平成二十七年六月三日

○第百八十九回 参議院會議 録第二十三号

平成二十七年六月三日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成二十七年六月三日

午前十時開議

第一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。國務大臣石破茂君。

平成二十七年六月三日 参議院會議録第二十三号

〔國務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(石破茂君) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであります。

本法案は、平成二十六年から新たに導入しました地方分権改革に関する提案募集方式に基づく地方公共団体の提案等を踏まえ、本年一月に閣議決定した対応方針に基づき、地方公共団体への事務権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、農地転用の権限移譲を始めとして、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

第二に、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、二〇〇八年をピークとして人口減少局面に入っております。また、東京一極集中と地方からの人口流出が急速に進行する中で、地方においては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高くなっております。このため、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることが喫緊の課題となっております。

こうした課題を解決し、地方において、仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、町の活力を取り戻し、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切るための政策パッケージとして、政府は、昨年末に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところであります。

この法律案は、同戦略を踏まえ、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトシティ、いわゆる小さな拠点形成することにより、中山間地域等における持続可能な地域づくりを推進するとともに、地方への本社機能の移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことにより、地方での安定した良質な雇用を確保するために提出するものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず。

第一に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び認定事業者に対する課税の特例等を追加することとしております。

第二に、地域再生土地利用計画の作成並びにこれに基づく農地等の転用等の許可及び開発許可の特例等を追加することとしております。

第三に、自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例を追加することとしております。

第四に、農村地域工業等導入促進法に基づき整備された工場用地等のうち遊休工場用地等において、同法に規定する工業等以外の産業を導入可能とする特例を追加することとしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生推進法人として指定できる法人の範囲を拡大することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願い申し上げます。(拍手)

以上であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。野田国義君。

〔野田国義君登壇、拍手〕

○野田国義君 民主党・新緑風会の野田国義でございます。

ただいま議題となりました地域創生二法案につきまして、会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

議事日程追加の件 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(趣旨説明)
地域再生法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

まず冒頭に、先週の日曜日、まさしくこの参議院本会議の途中でございましたけれども、鹿児島県、山口県、徳島県の新岳の噴火によりけがをなされた方、被害に遭われ避難されております住民の皆様方に対して、心からお見舞いを申し上げます。

初めに、安倍内閣は、去る五月十五日、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案を国会に提出をいたしました。我が党は、安全保障法制については、平和主義の下、専守防衛に徹し、近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的にとの方針で法整備を行っていくべきであると考えます。こうした点からすると、安倍内閣が集団的自衛権行使を認める武力行使の新三要件は、基準が曖昧であり、自衛隊の海外での活動の歯止めとはならず、危険が増し、容認できません。衆議院安保特別委員会のご意見を聞いてみると、法案を撤回された方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

他方、我が国の領海や離島などへの不法な侵入などへの対処について、政府は運用面の改善にとどめようとしておりますが、それでは不十分であり、我が党は新たな領域警備法案を提案することといたしております。

いずれにしても、戦後の安全保障の大転換を国会の僅かな審議で強行することは、国民不在の国会軽視であり、絶対に認められません。政府・与党には、期限を切ることなく、しっかりと説明責任を果たし、十分な法案審議が行われることを強く申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、安倍内閣の財政健全化に向けた取組についてお伺いいたします。

水準となつているところであります。内閣府による試算では、中長期的に名目で三％、実質で二％の経済成長率を実現したとしても、二〇二〇年度時点九・四兆円もの基礎的財政収支赤字が発生をいたします。

安倍内閣は、歳入歳出面にわたる取組により、二〇二〇年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成すると大見えを切っておりますが、しかしながら、高齢化の進展に伴い更なる増大が見込まれる社会保障関係費について、抜本的な改革案が示されていないほか、経済成長による税収増の予測も余りにも楽観的であり、実現性は願望に近く、本気で財政健全化を実現するという姿勢が見られません。

このような状況の下では、財政健全化目標の達成は到底不可能ではないでしょうか。また、六月末までに策定するとしている財政健全化計画は実効性あるものとなるのでしょうか。財政健全化に向けた政府の取組姿勢、目標の実現可能性について、本気度を麻生財務大臣にお伺いいたします。

安倍内閣の成長戦略、日本再興戦略の中身は、民主党政権時の日本再生戦略のアイデアが踏襲されているようでありますが、安倍内閣は経済に対する基本的な考え方が民主党政権と異なります。まさしく、地方に真摯に向き合い、国民一人一人の生活向上に取り組む理念、発想が非常に乏しい限りであります。

また、安倍内閣は、株価の引上げに血眼になり、国民へのアピール材料にするばかりか、公的年金の株式市場での運用割合を拡大し、リスクにさらそうとまでしております。しかし、株価が上昇したからといって一般の国民が豊かになったと言えないものではなく、そもそも株価が必ずしもそのときの实体经济の状況を反映するものではないことは、かつてのバブル経済で痛いほど経験したことではありませんか。

私も毎週地元へ帰り福岡県民の声を聞いておりますが、地方経済はまだまだ厳しい厳しいとの話ばかりであります。株価ばかりを気にしては、どうしても企業業績の向上に目が向いてしまいが、地域で暮らす人々一人一人の生活の質を高めるといふ観点から欠けてまいります。

そこで、この際、経済運営で重視する指標を考え直してはどうでしょうか。ブータンの提唱により、国連は三月二十日を国際幸福デーに指定し、国民総幸福量、GNHに基づくランキングを発表しております。日本は、GDPこそ世界で三位であります。幸福度では四十六位と低い水準に甘んじております。こうした幸福度の考え方こそ大いに検討すべきではないでしょうか。

また、政府は、二〇六〇年に人口一億人程度を維持することを目標に様々な施策を展開しようとしているように見受けられますが、一億人という数字にどれだけの意味があり、本当に実現可能性のあるのでしょうか。もちろん子供を産みたくても産めない状況を解消することは必要ですが、人口減少自体はマイナス面ばかりではありません。むしろ、生活の質を高めるチャンスであるということを考えるべきではないでしょうか。

我が国の幸福度についての現状認識と対策、そして、人口減少社会のポジティブな側面について、石破大臣の見解をお伺いしたいと思います。

地方行政に携わった経験も踏まえて、地方の活性化についてお伺いいたします。

地域の主体性を重視するものが徐々に主流を占めるなど、地方分権、地域主権へと大きな流れが形成をされ始めたのであります。

しかし、残念ながら今日まで地方の活性化は思うように進んでいるとは言えません。昭和六十二年のふるさと創生の後、昭和六十三年に地域総合整備事業、ふるさとづくり特別対策事業が創設され、平成十四年から地域活性化事業へと続きました。

また、この間、平成六年には、ガット・ウルグアイ・ラウンドの対策費をいたしまして、何と六兆百億円のお金が全国にばらまかれたのであります。これらの多くによつて、結果的に必要以上の箱物が造られ、地方自治体の財政の悪化につながり、夕張ショックに象徴されるように、自治体の破綻をも招きました。

また、十一年から、三位一体の改革、政府主導の平成の大合併により、平成十七年前後をピークとして地方自治体の合併が進み、自治体数も三千二百三十二から千七百八十八となりました。こうした政府主導による合併の推進は、お役所仕事が見直され、効率的な役所、職員の意識改革などの効果もある一方で、住民サービスや地域の自治の面から見て問題も多く残したのではないのでしょうか。

過去の政府の取組についての評価、今後に向けた課題について、石破大臣の見解を求めます。

次に、農地転用についてお伺いいたします。

今回、農地転用許可に係る事務権限を都道府県へ移譲することが実現します。これにより、都市、農村を通じた総合的な町づくりの推進に地方が主体的に取り組むことが期待をされ、今回の権限移譲は一定の評価ができます。

しかしながら、この権限移譲については、長年にわたる地方からの強い要望があったにもかかわらず、なぜ今まで実現できなかったのか。これま

で農林水産省が必要以上に地方への移譲に抵抗してきたということはないでしょうか。また、なぜ今回は移譲の実現に至ったのでしょうか。加えて、今後、基礎自治体への権限移譲の検討はなされるのでしょうか。林農林水産大臣の見解をお伺いいたします。

また、今回の改正案は、企業の拠点が地方に移転、若しくは拡充することを支援するものであります。拠点が移転した時点では、一時的に地方の人口が増えるかもしれませんが、恒常的に東京から地方へと人が移動するような仕組みではありません。総合戦略の目標からすれば、今回の改正では目標達成には足らないと考えます。

これらのことを踏まえ、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、まち・ひと・しごこの創生と好循環の確立により、活力ある地域社会の維持を目指していくことが必要であると考えております。

についてであります。ふるさと創生事業を始めとして、地方振興に関し、これまでの政策はその時々状況の踏まえて実施されたものであり、一定の成果は上げてきたと考えております。しかし、これまでの政策は、縦割り、全国一律、ばらまき、表面的、短期的といった点で課題もあつたと考えております。この反省に立ち、今回の地方創生に当たりましては、これまでの政策検証を行い、政策五原則を定め、これに基づき、昨年末、総合戦略を取りまとめたところであります。

昨年末に閣議決定をした、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、中山間地域等の現状について、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能の提供に支障が生じているという認識が示されています。

切つて首都機能の移転、分散も含めて、大いに議論が必要であると考えるところであります。いかにお考えでしょうか、併せて石破大臣にお伺いいたします。

御指摘のように、人口減少により経済規模が縮小しても、国民一人当たり所得を維持することができれば悪影響を与えないとする御意見があることが国における現在の人口減少局面は、その過程において高齢化を伴います。既に我が国では二〇〇八年をピークとして人口減少局面に入っており、今後、減少スピードがますます加速すると見通されております。長期ビジョンにおきましては、日本の人口はこのままでは約百年後の二一〇〇年には五千万人を切るとともに、高齢化率は四〇％を超える水準まで高まるとしております。

次に、小さな拠点の中で、地域再生拠点区域から離れたところに住んでいる住民の方々に対する対応についてのお尋ねをいただきました。小さな拠点の形成に当たりましては、複数の生活サービス機能を集約し、そこに行けば歩ける範囲で必要なものが手に入る拠点を形成するとともに、周辺集落と交通ネットワークでこれをつなぐことにより、一体的な日常生活圏を形成する地域全体の住民の暮らしを支え、持続可能な地域づくりを推進することとしております。

総合戦略では、この中山間地域の対策として、基幹となる集落に機能、サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ小さな拠点において各種の生活支援サービスを維持することとしており、今回の地域再生法の改正案で規定をされております。

最後に、一極集中の是正を図るとともに、更なる地域主権改革を進め、魅力ある地方を再生することが喫緊の課題であります。

したがいまして、この高齢化によつて総人口の減少を上回る働き手の減少が生じ、その結果、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、一人当たりの国民所得を低下させるおそれがあると認識をいたしております。

また、小さな拠点の形成に当たりましては、市

私自身も、この小さな拠点のような考え方は、経験から、基本的には必要であると考えます。一方で、小さな拠点の中でも、機能、サービスが集約化される地域再生拠点から離れているところに住んでいる住民は、集約化されることで、自分の集落は逆に公共サービスが低下するのではないかと不安を多く抱いております。

行政としてこの不安を払う努力は欠かせません。そのためには丁寧な説明が必要であると考えますが、国としてどのような対応を考えていらっしゃるのか、石破大臣にお伺いしたいと思

人口減少に歯止めを掛け、人口の安定化と人口構造の若返りを実現させるためには、昨年末、国の今後五年の目標や具体的な施策メニューを盛り込んだ総合戦略を取りまとめたところであります。ここにおきましては四つの基本目標を設定し、これらを総合的に実施し、地方創生を進めることで、人口減少、超高齢化という構造的な課題に正面から取り組むことといたしております。これらの取組を通じて、地方創生の流れが不可逆的かつ自立的に動き始めることが重要であり、国と地方とが手を携えて課題に取り組んでまいります。

また、小さな拠点の形成に当たりましては、市

〇野田国義君(続) これらの法案が地方の再生にどのように寄与するのか、今後、各委員会において十分な審議が必要であることを指摘し、私の質問を終わらせていただきます。

〇議長(山崎正昭君) 野田君、時間が超過しております。

〇野田国義君(続) これらの法案が地方の再生にどのように寄与するのか、今後、各委員会において十分な審議が必要であることを指摘し、私の質問を終わらせていただきます。

また、小さな拠点の形成に当たりましては、市

〇国務大臣(石破茂君) 野田議員から合計四問の御質問を頂戴をいたしました。

まず、経済運営で重視する指標としての我が国の幸福度についての現状認識と対策、また、人口減少社会のポジティブな側面についてのお尋ねをいただきました。

国民の幸福度あるいは満足度につきましては、価値観が多様化する中、様々な要因によるところではあります。その前提としては、安全、安心であること、頑張る人が報われるという社会の信頼の基盤が維持されていること、国民一人一人が豊かさを実感できることなどが必要であると認識

次に、過去の政府の取組についての評価、課題

平成二十七年六月三日 参議院會議録第二十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

町村において本法案の趣旨を地域の住民の皆様十分に御説明するとともに、地域再生計画作成の際に、公聴会等を活用して積極的に住民の皆様方の声を取り入れさせていただくことが肝要であり、政府としてもその旨、よく心して周知をいたしてまいります。

地方への企業移転と雇用創出に関する目標についてであります。

地方創生のためには、地方において急速に進みつつある人口減少に歯止めを掛けるため、地方での安定した良質な雇用を創出することが重要であります。

そこで、地域再生法改正案におきましては、東京二十三区に集中している企業の本社機能の地方への移転や、地方における新増設を促進するための枠組みを整備することとしており、こうした取組も含め、今後五年間の目標として、総合戦略におきまして、拠点強化、移転、拡充のことでありますが、拠点強化の件数で七千五百件、雇用者数について四万人増と掲げております。こうした動きが恒常的なものとなりますよう取り組んでまいります。

これらに加え、国としては、地域における起業や人材育成を促進する施策にも取り組むとともに、移住する方や御家族にとって重要となる教育、医療、介護などの生活環境整備等を自治体において進めていただくことを通じ、東京から地方への新しい人の流れを生み出すことを目指してまいります。

またあわせて、政府機関の移転についても、地方自らが考え、国に御提案いただくことで進めてまいります。なお、首都機能の移転につきましては、一貫して国会主導で検討が行われてきたところであります。政府といたしましては、国会での御議論が進むことがまず大事であると、このように考えております次第でございます。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 財政健全化に向けた政府の取組姿勢と目標の実現可能性についてのお尋ねがござっております。

現在検討中の財政健全化計画につきましては、デフレ脱却・経済再生を確実に進め、できる限り税収増を図った上で、それでも残る基礎的財政収支の赤字につきましては、歳出改革等を通じて黒字化を図るとの考え方で策定をいたしてきています。

この歳出改革につきましては、現内閣のこれまでの三年間の取組を継続、強化する中で、特に、社会保障につきましては、公的保険の給付範囲の見直しや、医療・介護サービスの負担の在り方の見直しなどの具体的な改革に取り組んでいく必要があると考えております。

こうした取組を通じ、二〇二〇年度の財政健全化目標の達成をしっかりと目指してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 野田議員の御質問にお答えいたします。

農地転用についてのお尋ねがありました。

四ヘクタールを超える農地転用については、農地がまとまって失われるだけではなく、周辺農地における効率的な農業経営の展開に支障が生じるおそれがあることなどの影響を考慮し、農林水産大臣が許可を行ってきたところであります。

他方、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における喫緊の政策課題となっております。

こうした中、昨年八月の地方六団体の提言では、地方が農地を含めた土地利用について権限と責任を担うことにより、真に守るべき農地を確保するとの考え方が初めて示されたところであります。

す。

今回の地方分権改革における農地法の改正は、これらを踏まえ、優良農地の確保を図りながら地方分権を推進する観点から、農林水産大臣の有する農地転用の許可権限について、都道府県や農林水産大臣が指定する市町村が農林水産大臣に協議した上で許可を行うこととしたものであります。

なお、お尋ねの基礎自治体への権限移譲の検討については、まずは今回の農地法改正後の制度運用の状況を注視していくことが重要と考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 新妻秀規君。

(新妻秀規君登壇、拍手)

○新妻秀規君 公明党の新妻秀規です。

ただいま議題になりました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案について、自由民主党、公明党を代表して質問をいたします。

先月、我が党では、地方創生の課題についての全国合会を開催し、北は北海道、南は九州鹿児島から集まった六十名の地方議員とともに、国の方向性として現場の課題を議論いたしました。本日は、地方議員からの現場の声も交え、質問をさせていただきます。

まず、地域再生法について伺います。

地域再生法は、自治体で作成し、政府が認定した地域再生計画を支援するとされております。今後、昨年十二月二十七日に閣議決定をされた国の総合戦略に基づいて、各地域で作成されていく地方版総合戦略との関係はどうなるのでしょうか。

石破大臣の答弁を求めます。

地方創生人材支援制度及び地方創生コンシェルジュ制度についての自治体からの要望について伺います。

この両制度については、被災地を始め、自治体職員に聞き取りを行ったところ、この制度をつくってくれたことは画期的だとたえる声がありました。

地方創生人材支援制度について、今年度から国の職員の派遣を受けることになった被災地のある町長からは、大変に助かる、地方単独では地方版総合戦略の策定はなかなか難しい、町役場の職員、民間、派遣される国の職員の知恵を総動員して良い総合戦略を作りたいと、期待の声が上がっています。

その一方で、要望も上がっております。

被災地で復興事業に忙殺されている、地方創生人材支援制度について、知った頃には応募期間が終わっていた、周知期間をもっと長く取ってほしい。地方創生人材支援制度では、派遣可能な職員総数が余りにも少ない、もっと規模を拡大してほしい。コンシェルジュ制度は、電話かメールをいただけたら相談に乗るという事業であり、受け、待ちの姿勢とも言える、国の方から、例えば、利用できる補助金や制度を分かりやすく説明してくれたり先進的な事例について情報提供をしてくださいという、攻めの相談体制を築いてほしい。コンシェルジュは現場を知っているのか不安、是非現場を見に来てほしい。同じ県を担当するコンシェルジュ同士で横の連携を取り、情報共有に努めてほしい。

こうした声は、どれも大切な御意見だと思えます。内閣府地方創生推進室では、どのようにして自治体からの要望を吸い上げていくのでしょうか。そして、それをどのようにして今後両制度に反映していくのでしょうか。先ほど紹介した自治体からの要望への御所見も含め、石破大臣の答弁を求めます。

地方版総合戦略作成への自治体の主体的な取組と地方議会の関与について伺います。

地方版総合戦略の作成について、戸惑っている市町村もあります。外部コンサルタントへの丸投げを懸念する指摘も地方議員から上がっておりま

す。少なくとも、KPIの設定のように、地方版総合戦略の肝となる部分については、外部コンサルタントに丸投げせずに、自治体が主体的に検討をすることが必要と考えます。

また、地方版総合戦略の策定段階、効果検証段階において、地方議会での十分な審議が行われることが重要、このように内閣府地方創生推進室作成の地方版総合戦略策定のための手引きにござい

まして、こちらも重要と考えますが、これは必ずしも義務化まではされておられません。地方版総合戦略の策定への自治体自身の主体的な検討、そして地方議会の積極的な関与をどのようにして促していくのでしょうか。石破大臣の答弁を求めま

す。

次に、地方分権一括法についてお尋ねをいたします。

平成二十六年年度対応方針においては、地方からの提案九百三十五件のうち、提案の趣旨を踏まえて対応するとされたものは三百九十二件です。このうち、手挙げ方式は九件にとどまっていると承知をしております。これについての評価及び課題について、石破大臣の御所見をお願いいたします。

限が手挙げ方式による権限移譲に適合するものと考えているのか、また、それを踏まえ、平成二十七年年度以降の提案募集にどのように臨む方針なのか、石破大臣の御所見をお願いいたします。

新型交付金についてお尋ねいたします。

今、平成二十八年度以降の新型交付金の検討がされていると承知をしております。地方交付税という土台の上に、様々な事業を自治体が展開をする上で、その事業の間の隘路を克服するためにこの新型交付金を活用するといった取組が計画をされていると聞いております。昨年の交付金のうち、地方創生の事業に使用されたいわゆる真水は千七百億円、このうち上乗せ分は三百億円でありました。地方創生を深化させるためにも、自治体にとつて使い勝手の良い交付金を二千五百億円程度の規模で確保してほしいとの自治体の声がありますが、石破大臣の御所見をお願いいたします。

移住・交流情報ガーデンの活用についてお尋ねいたします。

地方への人材の流れをつくるため、本年三月二十八日、総務省は、移住・交流情報ガーデンを東京駅近くに設立しました。私も、さきの機会に地方議員とともにこの施設を視察いたしました。開所二か月余りで既に二千五百人を超える来場者でにぎわっているそうです。北は北海道、南は沖縄まで、都道府県も市町村もこの施設を活用できるのですが、自治体によって活用の度合いに幅があるそうです。この施設を使ったイベントの開催や、そして移住を促す情報のポータルサイト、移住ナビへの情報掲載など、積極的な活用を是非促していただきたいと思います。高市総務大臣の御所見をお願いいたします。

以上、地方議員からの声を交え、お尋ねをいたしました。これからも地方創生のために働き抜くことをお誓いをし、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○国務大臣(石破茂君) 新妻議員からは合計六問の御質問を頂戴をいたしました。

まず、地域再生計画と地方版総合戦略との関係についてであります。

地域再生計画は、それぞれの地域において地域再生を図るために取り組もうとする個別の事業や、それを実施するために活用する国の支援措置等について具体的に定める実施計画であります。

一方、地方版総合戦略は、人口減少克服、地方創生の実現のため、国の総合戦略を勘案しつつ、五か年計画として、各分野における政策の目標や基本的方向性等を明示し、地域の実情に応じた政策全般にわたる戦略を定めるものであり、全ての公共団体に対して平成二十七年中での策定をお願いしているものであります。

このように、政策の大きな枠組みを示す地方版総合戦略について、その中に盛り込まれている事業を実施していくための具体的な実施計画が地域再生計画なのであり、両者が相まって各地域において地方創生の取組が進められるものと、かように考えております。

地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度についてであります。

地方創生人材制度につきましては、昨年十月三十一日に私より制度を公表いたしました上で、約一か月間、都道府県を通じた周知、募集を行いました。平成二十八年度の派遣に係る募集に当たりましては、御指摘を踏まえ、より長い募集期間を確保する方向で考えてまいります。

派遣規模に関しては、平成二十八年度の民間人材の派遣については、民間シンクタンクに限定することなく、募集対象を拡大することを検討しながら、できる限り市町村の御希望に添えられるよう努力をしてまいりたいと考えております。地方創生コンシェルジュ制度については、

コンシェルジュ同士の横の連携、情報共有と現場のニーズの把握を図るため、全ての都道府県において、地方公共団体と地方創生コンシェルジュとの顔合わせ会を開催いたしましたほか、先月には、まち・ひと・しごと創生本部の各地域の担当が当該地域に出向き、市町村地方創生担当部長との意見交換会を開催し、地方創生において重要な役割を担う市町村の担当者との膝を交え、地方版総合戦略の策定等について話し合いをするなど、直接御相談に対応する機会をつくっておるところであります。

また、都道府県知事、市町村長と地方創生コンシェルジュとの懇談会を随時開催をしており、まち・ひと・しごと創生本部等からも政務四役を始めとするメンバーが参加をいたしておるところであります。

今後とも、機会を捉えて地方公共団体との意見交換を行い、御要望の把握に努めつつ、地方公共団体からの御相談に対して、単に回答するのみならず、前向きに具体的な提案ができますように、議員の言葉を借りれば、攻めの相談体制を確立しながら、親切、丁寧、正直に対応をいたしてまいります。

次に、地方版総合戦略の策定についてであります。

地方版総合戦略は、各地方公共団体自らが客観的な分析に基づいて課題を把握し、責任を持って地域ごとの処方箋を示すものであります。こうした観点から、民間コンサルティング企業等に地方版総合戦略の策定全てを委託するようなことはせず、地方公共団体自らが起草作業を行うようお願いをし、助言をしておるところであります。

また、執行部と議会との関係は団体により様々でございますので、一律的な考え方はお示ししておりませんが、議員御指摘のとおり、地方版総合

戦略の策定に当たり地方議会の関与は極めて重要であり、また、執行部と議会が車の両輪となつて策定を進めていただきたいと考えております。

このようなことにつきましては、私から、本年一月、知事、市町村長、議会議長宛てに書簡を出しました。五月中旬には全国八か所所市町村の幹部等との意見交換会を開催するなど、様々な機会を通じてお伝えをしてきたところであります。

各地方公共団体におかれましては、執行部と議会が知恵を出し合い、その地域ならではの地方版総合戦略を作成していただきたい、このように考えております。

次に、地方分権改革における手挙げ方式の実績に対する評価等であります。

平成二十六年の対応方針において、手挙げ方式により移譲することとしている具体的な事務権限としては、農地転用許可の権限や市町村水道事業の認可、監督権限などがございまして、これらについては、調整過程では、各省から、団体によって執行体制等に差異があり全国一律の移譲は困難との意見が出されていたものの、手挙げ方式の活用によって事務権限の移譲が実現でき、これまでの懸案を解消することができたと考えております。

地方分権に手挙げ方式を導入して間がないものの、今後、この方式による実績を一つずつ積み重ねて関係者の間に定着することにより、全国の様々な行政需要に対応するための選択肢となつていくのではないかと考えております。

今後の活用方策等については、意欲や執行体制を備えている地方公共団体に対する事務権限の移譲が可能となり、移譲後も円滑な執行が期待できるところ、全国一律の移譲が困難な場合にも対応でき、

地域の多様性に応ずることができるとなっております。

他方、デメリットといたしましては、手挙げ方式により移譲を受けた団体とそれ以外の団体とで、担当する機能が異なることなどにより事業者が申請等を行う場合には注意が必要となることなどが想定されます。

これらを踏まえ、手挙げ方式に適した事務権限としては、全国一律の移譲が困難であり、地域特性や事務処理体制等に差があるものを考えております。

今後とも、地方からの御提案を踏まえながら、移譲する事務権限の性質に応じて手挙げ方式も選択肢としつつ移譲を推進するとともに、導入した手挙げ方式の運用状況については必要に応じて検証を行つてまいります。

次に、地方創生を深化させるための新型交付金についてのお尋ねをいただきました。

現在、まち・ひと・しごと創生基本方針の策定に向け、地方創生の深化の在り方について議論を深めているところであります。その中で、地方の稼ぐ力を引き出す、地域の総合力を引き出す、民の知見を引き出すという方向性の下、様々なテーマについて具体的な検討を進めております。

この中で、新型交付金につきましては、地方創生の深化を図る先駆的、優良な取組を支援し、KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の縦割り事業を超えた取組を支援するものにしたと考えております。

新型交付金の規模につきましては、まずは、これらの議論を尽くし、新型交付金のコンセプト、これをしつかりしたものにするのが重要であります。その上で、必要な財源の確保も含め検討し、執行する必要がある、このように考えております。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 新妻議員から、移住・交流情報ガーデンの活用についてお尋ねがありました。

移住・交流情報ガーデンは、全国の仕事や住まいなどのデータを一元的に分かりやすく提供する全国移住ナビとともに、地方自治体などの移住、交流に関する情報を総合的に取りそろえ、各々のニーズに応じて移住希望者と地方自治体をきちんとつなぐために開設した施設です。

三月二十八日のオープンから二か月余りが過ぎましたが、この間、三千人を超える方々が来場しておられます。新妻議員にも御視察をいただき、感謝を申し上げます。

週末を中心に、移住、交流に関するフェアや相談会の会場として多くの地方自治体に活用していただいておりますが、いまだに活用しておられない地方自治体にもイベント開催の場として活用いただけるよう、積極的にPRを行つてまいります。

また、全国移住ナビにつきましても、各地方自治体において、データの更なる充実を図つていただくとともに、地域の魅力を発信するためのプロモーション動画の登録を進めてまいります。

移住・交流情報ガーデンや全国移住ナビの魅力を一層高め、積極的に活用していくことで地方への新しい人の流れをつくつてまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 寺田典城君。

(寺田典城君登壇、拍手)

○寺田典城君 維新の党の寺田典城であります。私は、ただいま議題になりました法律案について、会派を代表して質問いたします。

質問に先立ち、一言申し上げます。やはり安倍総理はどうかおかしいと思ひます。安保法制については、国民に説明もせず、議会

に法案を提出してないのに、ワシントンまで出かけてアメリカの議会に夏までに成就させますと約束してききました。

また、集团的自衛権についても、安倍総理の考えているところまで踏み込むためには憲法改正が必要ではないでしょうか。後方支援であっても、相手国からすれば武力行使と一体と見られるのは当たり前であります。

登山に例えれば、エベレストに二人が登頂するために、ベースキャンプでは五十人近くが後方支援をしています。登山隊は、登頂する二人だけでなく、後方支援の五十人も含まれます。後方支援部隊も突然の雪崩に巻き込まれて犠牲になることだってあります。

東日本大震災では、在日米軍が約二万五千人動員されてトモダチ作戦が実行されました。アメリカとの同盟関係を強化することは理解できますが、安倍総理の想定するやり方には無理があるのではないのでしょうか。

安保法制もさることながら、今の日本の財政は存立危機事態にあります。

例えば、昭和五十六年から始まった土光臨調では、昭和五十九年度赤字国債発行ゼロが公約とされ、公約が果たせなかった当時の鈴木善幸首相は退陣することになりました。八月までに策定される財政健全化目標については、土光臨調のような覚悟も伝わってきません。

議員の方々も、歳出総額を減らさなければならぬことは分かっていますが、自分のことについては歳出を増やす要求をしています。いわゆる利益政治を捨て、まず議会自身が痛みを感じて、その上で、地方自治体や国民に対し、地方交付税や社会保障費などの歳出削減について理解を求めなければ、財政健全化は達成できないのではないのでしょうか。

国会に来て五年近くになりますが、揺り籠から

墓場まで、言い換えると、幼稚園、保育園から介護施設に至るまで、中央集権的に省益や既得権を守り、前例、慣例を重んじるシステムには驚いておりま。

制度を変えることができるのは、国権の最高機関である国会です。この国のシステムを根本から変えてみるおつもりはありませんか。石破大臣にお聞きします。

次に、コンパクトビレッジについてお聞きします。

これまでもコンパクトシティの例はよく聞きますが、成功事例については余り聞かえてきません。一つ二つの成功例が出てきたからといって、その処方箋は全ての地域に有効なものではありません。ところが、国が全国的に展開を始めると、どの地方自治体も流行に走り、模倣し始めます。

コンパクトシティを一回り小さくしたコンパクトビレッジも、結局は財政支援措置の中で、全国各地で国の決めた規格どおりの公共施設を整備することになります。今までも各自治体は財政力以上の施設を持ち過ぎてきました。物を持たない豊かさへと考え方を変えていかなければなりません。

地方の農山村を訪れ、そこに住んでいる方々に話を聞きますと、今住んでいるところを離れて町に移住したいという人は少ないのです。山村で暮らしていた人が農業をやめて町に住んでも、生きがいやをなくすだけです。住む人がいなくなれば、農地や里山はすぐに原野の被災地の農地のように背丈ほどもある雑草が生い茂り、荒れ果ててしまいます。人口が減少していくのは自然の流れであります。自然の流れに逆らおうとしてもうまくいかないのではないのでしょうか。

コンパクトビレッジなどについて人工的に活性化するのはなく、最低限の福祉を維持し、自然の姿に任せ、集落をみとつていくという考え方は

いかがですか。石破大臣にお伺いいたします。

これから超高齢化社会を迎えるに当たって、地方よりも心配なのはむしろ都市部です。例えば、六十五歳でリタイアしたサラリーマンは、そこから二十年も生き続けなければなりません。リタイアしてから本当の人生が始まります。組織を離れて自分の生き方をコントロールしていくのは大変なことでありま。

これから十年後には、団塊の世代の方々が後期高齢者となります。高齢化率が三〇%、後期高齢者は一八%になると見込まれています。今から対策を考えなければ、医療費や介護費で国家財政がパンクしてしまいます。

都市部に住む高齢者に生きがいを持つて暮らしをもらい、介護を必要としない健康な人を増やしていくためには、どのような施策を考えられるのでしょうか。石破大臣にお尋ねいたします。

また、高齢者が増加すると、高齢者をターゲットとした消費者被害も拡大することが懸念されます。現在、消費者被害はおよそ六兆円規模であると言われているは、公務員や銀行員といった堅い商売の方が多いというデータもあるそうです。判断能力が低下した高齢者でも安心して消費活動が行える環境を整備する必要は地方よりも都市部の方が高いのです。

これから十年後に向けて、高齢者の消費生活の安全、安心を確保するために、消費者庁ではどのような施策に取り組んでおられますか。山口消費者担当大臣にお伺いします。

次に、地域活力向上についてお尋ねします。

地方に人口を定着させるためには、安定した良質な雇用確保が必要であることは確かでありま。しかし、税制優遇措置や中小企業基盤整備機構による債務保証を行っても、人や企業を移動させることは困難であると思います。それよりも、

地方で起業を促す施策と人材育成を優先させるべきであります。個の能力を高めれば、いろいろな形で活用することが出来ます。優秀な人材が集まれば、自分たちで事業を起こすだけでなく、都会の企業も自然に進出してくるのではないのでしょうか。

例えば、子育て支援を徹底したり、義務教育等のレベルを引き上げたり、あるいは、高度な経験や技能を持ったリタイアした人材を講師に招き、専門学校等を設置して若者や中高年に高度なスキルを身に付けさせるといことも考えられます。しっかりとしたコンセプトを持つて町づくりをすれば、自然と人や企業が集まり、地域が活性化するのはないでしょうか。石破大臣の御見解をお伺いします。

また、グローバル化に対応できた企業は地方でも生き残っています。そのためには、地方でも積極的に海外にインターンを派遣したり、留学させるなど、グローバル人材の育成を行っていくべきであります。地域活力向上特定施設整備事業の所要額の一部を人材育成に振り向けることは考えられませんか。石破大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、第五次一括法案に関連してお尋ねいたします。

平成五年の衆参両院における地方分権推進に関する決議から始まった地方分権改革ですが、平成十七年の合併特例法により、約三千二百の市町村が千七百になり、平成二十二年には道州制まで一気に進むものと期待していましたが、その当時、私は秋田県知事をしておりましたが、北東北三県が一つになるのではないかと思います、人事交流も始まりました。

市町村合併についていえば、少子高齢化や人口減少が進み、重複行政を廃止し、行政コストを削減しなければ財政がもたないという危機感を各自

治体を持つていたから合併が進んだのだと思います。危機的な状況にある我が国の財政を立て直すためには、地方分権を進め、各地域を自立させていかなければなりません。ところが、地方分権については、市町村合併以降、目立った動きが見られません。何のための市町村合併だったのでしょうか。石破大臣にお尋ねいたします。

地方分権によって県から権限を移譲された市町村は、小さな町であつても中核市に近い事務をこなしてきました。やろうと思えばできるのに、なぜ一気に地方分権を進めようとせずに、毎年小出しに法案を出して行くのでしょうか。石破大臣にお尋ねします。

地方創生と地方分権は中央集権との闘いであり、既得権との闘いでもあります。役人と政治家が日本の財政を破綻に導こうとしています。解決が困難な課題に立ち向かわれる石破大臣に敬意を表しまして、私の質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)
(国務大臣石破茂君登壇 拍手)

○国務大臣(石破茂君) 寺田議員から七問いただきました。

まず、中央集権的なシステムの打破についてであります。

地方分権につきましても、国は外交・安全保障など国家の本来の任務を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うということの基本としてつ推進していくべきものであります。

しかるに、これまで我が国は、行政上の事務権限の多くが国に留保され、国の法令等による地方への義務付け・枠付けが広く行われるなど中央集権型の行政システムとなつていたため、地方分権改革の取組により、地方に対する事務権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等について数多くの改革を実施してまいりました。昨年から地方

からの提案を募る提案募集方式を導入しており、今後とも、地方の発意に根差した改革を着実に進めるため、最大の努力を重ねてまいります。

このように、地方分権改革を進めることにより、国、地方を通じた財政健全化にも寄与したいと考えております。

コンパクトシティについて、最低限の福祉を維持し、自然の姿に任せ、議員の言葉をそのまま引用すれば、集落をみとるべきではないかとのお尋ねをいただきました。

中山間地域等において、特に人口の減少や高齢化が進んでおりますが、引き続き同じ集落に住み続けたいという御希望を持つ地域住民は多く、これらの地域において住民の安心な暮らしを守ることは重要な課題であります。

このためには、生活サービスを集約し、そこに行けば歩ける範囲で必要なものが手に入る拠点の形成、拠点と周辺集落をつなぐネットワークの形成等が効果的と考えられ、地域再生法の改正案において、コンパクトシティ、いわゆる小さな拠点の形成に必要な支援を盛り込んだところであります。

集落生活圏の在り方については、住民の方々にも自らの地域の将来の問題として十分に御議論をいただきたいと考えており、このような住民の皆様様の意向を踏まえた市町村の取組を国としても支援をいたしてまいります。

都市部の高齢者の退職後の生活に関する施策についてであります。

東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県の一都三県は、今後、ほかの地域にも増して急速に高齢化し、後期高齢者の数は、今後十年間、すなわち二〇二五年までで百七十五万人増加することが見込まれております。

このため、一都三県におきましては、高齢者医療・介護の総合対策について、広域的視点に立ち早期の対応を図ることが重要と考えており、昨

日、東京都知事や神奈川県知事等の参加の下、一都三県と国との連絡会議を開催し、高齢化問題等について、今後連携して取り組んでいくことで認識が一致をいたしました。

また、東京都在住者のうち、五十代男性の半数以上、五十代女性及び六十代男性、女性の約三割が地方への移住の意向を示しておられることから、都会から地方へ移住し、健康でアクティブな生活を送りたいという高齢者の御希望の実現を図るとともに、地方への人の流れを推進するため、現在、日本版CIRC構想について検討を進めており、一昨日、有識者会議において素案を取りまとめたいただきました。

この素案におきましては、地方に移住した高齢者が目標志向型のプランに基づいて、就労や社会活動、生涯学習などに積極的に参加をし、地域の中で支え手としての役割を担うべく、働くことなどを通じて、できるだけ長く健康で活躍できる仕組みを基本コンセプトの一つとしてお示しをしておるところであります。今後、この構想の実現、普及に向けて更に検討を進め、年内に成案を得たいと考えております。

地方での起業促進、生活環境整備による雇用の確保についてであります。

御指摘のとおり、地方に人口を定着させるためには、地方での安定した良質な雇用を創出することが重要であります。

今回の地域再生法改正案におきましては、東京二十三区に集中している企業の本社機能の地方への移転や地方における新増設を促進するために、各地域の計画的、戦略的な企業誘致の取組と相まって、事業者にとって大きな負担となる施設整備や雇用に伴う初期費用を軽減する枠組みを整備することといたしております。

こうした取組も含め、今後五年間の目標として、総合戦略におきまして、移転、拡充の拠点強化の件数で七千五百件、雇用者数について四万人増と掲げております。総合戦略には、地域における起業や人材育成を促進する施策も盛り込んでおり、例えば創業スクールを全国各地で開催するとともに、新たな事業分野に挑戦する創業、第二創業の支援などを行うこととしております。

他方、企業の移転に伴い地方へ移住される方やその御家族にとっては、教育、医療、介護などの生活環境が整備されているかという観点も極めて重要であり、これらの政策を総合的に推進し、国と地方と民間とが一体となり、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる環境を地方においてつくり出してまいりたいと考えております。

地方におけるグローバル人材の育成についてであります。

地域において企業が活躍するためには、地域経済を担う人材育成の促進や、地域の企業等の優れた技術、サービス等の海外展開を図るなど、グローバル化に対応することが重要であり、昨年末に取りまとめた総合戦略におきましても、地方における人材育成や地域の企業が海外販路を拡大するための支援策を重点施策として盛り込んであります。

議員御指摘のグローバル人材育成につきましては、経済産業省において中小企業等の人材を海外へ派遣するインターンシップ事業や、厚生労働省においてキャリア形成促進助成金によるグローバル人材育成の支援に取り組んでおるものであります。

今後とも、委員の御意見を踏まえ、関係省庁と連携しながら総合戦略を着実に実行することで、地域での企業で活躍するグローバル人材の育成に取り組んでまいります。

市町村合併の意義と地方分権についてであります。

門職員の確保など、地方分権の受皿としての執行体制が整備されつつあるものと認識をしております。

これを踏まえて、平成二十三年以降の四次にわたる地方分権一括法では、都道府県から市町村への事務権限の移譲に限っても、延べ七十四法律の改正を行っており、例えば、未熟児の訪問指導の事務を全ての市町村に移譲し、子育てに関する相談窓口を一元化しているなど、市町村への事務権限の移譲を進めておるところであります。

今回の第五次地方分権一括法案を含め、今後とも、地方からの御提案をいただきながら、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体が担うことを基本として、地方分権改革を推進してまいります。

地方分権一括法についてであります。第四次までの一括法は、平成二十年から二十一年にかけて出された地方分権改革推進委員会の広範な勧告を受け、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲など、一定のテーマごとに各年度順次取り組みましたため四次にわたったものであります。それぞれ数多くの法律改正を行ったところであります。

今回の第五次地方分権一括法案は、こうしたこれまでの改革の基盤の上に立ち、地域の発意や多様性を重視した提案募集方式に基づき改革を進めるものであります。地方六団体からは、地方分権改革の力強い前進が図られたとの評価もいただいております。今後とも、一歩一歩着実に地方分権改革を推進してまいります。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣山口俊一君登壇、拍手〕

○国務大臣(山口俊一君) 寺田議員にお答えいたします。

高齢者の消費生活の安全、安心の確保についてお尋ねがございました。

六十五歳以上の高齢者の消費生活相談件数、こ

これは全体の約三割と大きな割合を占めており、高齢者人口の伸びを大きく上回るペースで増加をしてきているなど、高齢者の消費生活における安全、安心の確保は重要な課題と認識をいたしております。

政府は、長期的に講ずべき消費者政策の大綱等を定めた消費者基本計画を、平成二十七年年度からの五か年を対象として、本年三月に閣議決定をしたところでございます。

本基本計画におきまして、高齢化の進行を主要な環境の変化と課題の一つに位置付け、高齢者の消費者被害防止の観点から、最新の手法や発生状況を踏まえた被害に遭わないための注意喚起、どこに住んでも質の高い相談を受けられる体制の整備、高齢者等の地域の見守りネットワークの構築、推進、高齢者を含む消費者被害の実態を踏まえた対応を図る観点から、特定商取引法、消費者契約法の見直しなどの内容を盛り込んでおります。

消費者庁としても、関係省庁と連携をしつつ、消費者被害の防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 吉良よし子君。

(吉良よし子君登壇、拍手)

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

私は、日本共産党を代表し、地域再生法改正案と地域改革推進整備法案、いわゆる第五次一括法案について質問いたします。

初めに、口永良部島の爆発的噴火によって避難を余儀なくされている住民の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

梅雨や台風などの迫る中、家畜も家も車もそのままに、着のみのまま避難した皆さんの住まいやなりわいの基盤を守ること、家族で安心して住める避難所を確保することは急務です。避難生活

が長引くことも予想される中、民間住宅や民宿をみなし仮設住宅として借り上げること、また、最大限の安全対策を確保した上で可能な限り一時帰島を実現すること、そのために、火山専門家も加わった総合的評価と住民への十分な説明などを含む監視体制の強化が必要ですが、防災担当大臣、国土交通大臣の答弁を求めます。

それでは、石破大臣にお尋ねします。

昨年十一月、私は本会議の質問で、地方創生の真の狙いが、集約と活性化により安倍内閣の成長戦略を進め、小泉内閣以来の地方構造改革を更に推進するものと指摘しました。今年に入り政府は、住民に身近な施設などを一つのエリアに集約する小さな拠点や連携中枢都市圏構想の推進に躍りになっていきます。

しかし、集約される地域とは、ただ単に人が住んでいるだけではありません。伝統や文化もその地域に根付いています。例えば、宮崎県椎葉村では村内二十六集落、高千穂町では町内二十集落にそれぞれ別個の神楽、夜神楽が残っています。

これらは収穫への感謝や一年の生活の安定を祈る祭りですが、町村外へ出た人の帰省を待つてまで続けている集落もあるといえます。そういう集落が人口減少や効率化を理由に集約されれば、こうしたそれぞれの伝統や文化も無慈悲に切り捨てられてしまうのではありませんか。地域、文化の切捨てにつながる集約はやめるべきです。答弁を求めます。

井戸敏三兵庫県知事は、四月、本院の国の統治機構に関する調査会で、コンパクトシティや小規模拠点は、一極集中のピラミッド構造を全国津々浦々にまでびこらせようとする発想、中心部だけが繁栄して周辺部の衰退を加速させる、一強成つて万骨枯るということにつながると批判されています。石破大臣はこの声をどう受け止め

続いて、石破大臣に地域再生法改正案について具体的に伺います。

本改正案は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、中山間地等において生活・福祉サービス等を一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ小さな拠点の形成を支援することとしています。

衆議院の審議で、過疎地における交通の確保について、コミュニティバスなど、今ある手段だけではカバーできると言い切れないことが明らかとなりました。交通の確保、維持のために、関係省庁との連携の下に急いで支援していかねばなりません。

ところが、財政措置について問われた石破大臣は、地域に合わせたいろいろな制度を組み立てていくという逆の発想が地方創生には必要と述べる一方、財政が厳しい中で、財政重複の排除あるいは縦割りの排除は優先して考えるべきものと答弁されました。

生活に欠かせない交通ネットワークの整備、維持に係る施策が、財政重複の排除、縦割りの排除によって削減されるということはないと断言できますか。答弁を求めます。

本改正案では、小さな拠点づくりを含む地域再生土地利用計画を作成することとしています。この計画の作成には、公聴会の開催など住民の意見を反映させるとされていますが、住民の同意は求めています。住民らが暮らす集落の再編に関わる問題だからこそ、同意を必要とすべきではありませんか。答弁を求めます。

企業の地方拠点強化について、昨年十二月に閣議決定した、まち・ひと・しごと総合戦略では、多様な正社員の普及、拡大を掲げ、キャリアアップ助成金を活用し、地域限定正社員化を進めるとしています。しかし、限定正社員の場合、普通の正社員に比べ待遇に格差が生じます。地方でこ

そ、安定した良質な雇用、正規雇用を拡大していくべきではありませんか。地方創生を労働条件の格差の拡大、雇用の流動化に利用することは許されないと思いますが、いかがですか。

次に、いわゆる第五次一括法案に含まれている農地法、農振法の改正案について農水大臣に質問します。

農地は、いわゆる普通の土地とは違い、食料生産の基盤です。この農地の確保と保全は、国民の食料を確保する上で最も基本的な課題です。

食料・農業・農村基本法七条では、食料の安定的供給の確保を国の責務と定めています。その責任を果たすために、農地の確保についても国が責任を持つべきです。だからこそ、転用については国の許可を必要とすべきなのです。

しかし、その農地法の下でも、かつて六百万ヘクタールあった耕地がこの半世紀の間に四百五十万・七万ヘクタールへと減少し、その間、食料自給率もカロリーベースで七三％から三八％へと半減してしまいました。

既に、農用地区域の設定、変更については、この間の地方分権の流れの下で市町村が自治事務として行うとされています。これに加え、今回の農地法の改正で転用許可権限も市町村に帰属させたら、農地の転用や権利移動についての権限は市町村に集中してしまいます。

また、農振法の改正で、農業振興地域整備計画で定められた農用地区域における宅地の造成、土石の採取又は建築物の新築、増改築などの開発行為についても、都道府県知事の許可を条件としていたのを指定市町村長に移譲するとしています。こんなことをすれば、地元の地権者や進出企業の開発の意向に引きずられて、農地の壊廃は一層進み、食料生産の基盤が大きく損なわれることになるのではありませんか。そうならないという保証はありますか。

さらに、農振法はこれまで、農用地確保のための国の責任が明確にされていたのに、本改正案では、関係市町村の意見、都道府県知事の意見を聞かないと農用地確保の基本方針を農水大臣は決められなくなります。

農水大臣にお尋ねします。今ある農用地等の確保に関する基本方針では、平成三十二年に確保すべき農用地等の面積を四百十五万ヘクタールと定めています。これを見直すというのですか。国が持つべき目標を地方からの積み上げに委ね、国が果たすべき食料の安定的供給と農地の確保という責任を本当に果たすことができるのですか。

農地の転用は、九〇年代のリゾート法など、パブルをもたらした開発ブームの中で急速に進みました。今、地方創生の中で地方版総合戦略の作成が全ての自治体に求められています。この戦略の中身によつては、農地に関する規制緩和と相まって、一層の農地の壊滅をもたらすことにはなりませんか。

国民の命を支える食料の安定供給の土台であり、国土や環境、伝統文化を守る役割を果たしている農業を、この法案を含めた政府の農地改革で掘り崩すことはあってはなりません。石破大臣の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇、拍手)

○国務大臣(石破茂君) 吉良議員より六問御質問いただきました。

まず、集約により集落の伝統や文化を切り捨てることになるのではないかという御質問であります。

中山間地域等におきまして、特に人口の減少や高齢化が進んでおりますが、引き続き同じ集落に住み続けたいという御希望を持たれる地域住民の方々は多く、これらの地域において、住民の方々の安心な暮らしとともに、その地域の伝統や文化を守ることは重要な課題であります。

一方、少子高齢化や人口減少、厳しい財政状況を踏まえると、このまま手をこまねいていけば地域の安心な暮らしを支える生活サービスの維持が一層困難となるおそれがあると考えております。このため、地域再生法改正法案では、地域住民の合意の下、日常生活に必要なサービスを提供する施設を集約するとともに、周辺集落と交通ネットワークで結ぶコンパクトレゾ、いわゆる小さな拠点を形成することを盛り込んでいくものであります。これにより、その地域に住み続けながら生活サービスを享受できるようにするという考えであり、それがひいては地域、文化、伝統を守ることにすると、そのような考え方のひとつとしておるものでございます。伝統や文化を無慈悲に切り捨てるようなことは絶対にいたしません。

井戸敏三知事の御発言についてであります。知事からは、コンパクトシティやコンパクトレゾという発想は、一極集中のピラミッド構造を全国にはびこらせるものであるとの御意見があったことは承知をいたしております。しかしながら、これらの政策によつて我々の目指すところは、人口減少に伴い住民の生活に必要なサービス機能の維持が課題となつていく中にあること、これらの機能を拠点に集約するとともに、周辺との間を交通ネットワークで結ぶことにより、中心部のみならず周辺部の住民の方々も一体となつて安心な暮らしを享受できる持続可能な地域をつくることとでございます。

したがって、コンパクトシティやコンパクトレゾという発想は、中心部だけが繁栄して周辺部の衰退を加速させるものであるとの御批判は当たりません。

次に、交通ネットワークの整備、維持に係る施策の財政措置の削減の有無についてであります。過疎地域等において住民の方々が安心して暮ら

していただけるようにするためにも、交通ネットワークが確保、維持されることが重要であります。その上で、今回の地方創生におきましては、これだけしか予算がないのでそれに合わせて取組をしてもらうということではなく、その地域に最もふさわしい交通ネットワークの整備、維持に係る取組をその地域にお考えいただき、それに合わせた形で財政措置を組み立てていきたいと考えております。

なお、財政が厳しい中におきましては、重複の排除、縦割りの排除を進め、真に必要な取組を進めるための財源を確保することは必要なことであると思います。

地域再生土地利用計画の作成に当たつて住民の同意を必要とすべきではないかということであり、また、小さな拠点の形成を進めるに当たりましては、当該地域に生活しておられる住民の方々の声を反映させながら進めていくことは重要であります。

このため、地域再生法改正法案では、市町村は、地域再生土地利用計画の作成に当たつては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしたしております。この手続では住民の同意までは求めておりませんが、今回講ずる措置により、計画作りに当たれる市町村は、できるだけ多くの地域住民の御参加を得ながら、多様な意見を酌み取り、粘り強く住民の合意形成を図っていくこととなります。

次に、地方における安定した良質な雇用の拡大についてであります。

総合戦略にも明記しておるところであります。

地方における雇用の場の創出に当たりましては、雇用の量ばかりではなく、魅力ある職場づくりや労働環境の整備に取り組み、質の向上を図ることが必要です。このため、総合戦略におきましては、若い世代の経済的安定を柱に据え、若者や非正規雇用労働者の安定雇用の実現に向けた取組を進めることとしたしており、引き続き、地方での質が高く安定した雇用の実現に向けて取り組んでまいります。

農地転用許可の権限移譲についてであります。が、今般の制度の見直しは、地方分権と食料の安定供給等に必要な農地の確保の両立を図る観点から地方に権限移譲を行うものであり、転用許可基準の規制緩和を行うものではないと思っております。

また、地方への権限移譲に併せて、農地の総量確保の仕組みにつき、市町村の意見聴取手続を創設するなど、国と都道府県、市町村が相互に協力して、国全体として農地の総量確保を図られるよう充実強化することとしております。

地方団体におきましては、先般、農地転用の権限移譲に当たつて、転用許可の適正な運用を徹底するとともに、農地の確保に関して国とともに責任を担っていく旨の申合せを行つており、地方版総合戦略の策定に当たりまして、必要な農地を確保しながら、農林水産業、農業の成長産業化に向けた取組を進めていただけるものと、このように考えております次第でございます。

以上であります。(拍手)

(国務大臣山谷えり子君登壇、拍手)

○国務大臣(山谷えり子君) 吉良よし子議員から、住民の一時帰島についてお尋ねがありました。

噴火時に着のみのまままで緊急避難された口永良部島民の切実な要望に応えるため、屋久島町長

の判断により、消防団員等が住民代表として一時帰島して、各住戸の戸締まり、ガス、電気の点検、貴重品の持ち出しなどを行いました。火山活動が依然として高まった状態下の上陸となることから、政府としても、気象庁、火山専門家による助言、緊急時の避難収容に備えた自衛隊等のヘリコプター、海上保安庁巡視船の配備などの支援を行い、安全確保に万全を期したところです。

引き続き、火山活動をしっかりと監視し、正確な情報提供を行うとともに、避難者の要望にできる限り応えられるよう、鹿児島県、屋久島町とも連携して取り組んでまいります。

次に、口永良部島から避難してきた住民の方々に対して、民間住宅や民宿をみなし仮設住宅として提供すべきではないかとお尋ねがありました。

全島避難が決定した先月二十九日以降、屋久島の避難所等に島民の方々全員が避難しており、避難の長期化も懸念される中で、避難者の方々の不安を取り除き、安心した生活が少しでも取り戻せるよう、住まいの確保に努めていくことが重要だと考えております。

そうした思いを共有しながら、現在、鹿児島県及び屋久島町において、避難者の方々に対して住宅に係る意向調査等を実施していると承知しております。国としても、その結果なども踏まえて、県や町と緊密に連携しながら、二次避難所としての民宿等の活用や災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供も含め、避難者の方々の住まいの確保が迅速に図られるよう努めてまいります。

(拍手)

〔国務大臣太田昭宏君登壇、拍手〕

○国務大臣(太田昭宏君) 口永良部島の総合的な評価、住民への十分な説明及び監視体制の強化について御質問がございました。

口永良部島につきましては、昨年八月の噴火以降、気象庁が監視体制を強化するとともに、火山の活動状況の鹿児島県及び屋久島町への提供、住民への直接説明を行ってまいりました。

今回の口永良部島の噴火につきましては、火山噴火予知連絡会は、今後も今回と同程度の規模の噴火の可能性があるとの評価を行っています。この見解については、鹿児島県及び屋久島町にも説明しています。

このような状況を踏まえ、気象庁では、屋久島町に職員を常駐させ、上空からの火口観測を行うとともに、地震計を増設するなど観測体制の強化を図っているところです。また、火山噴火予知連絡会においては、火山の専門家や関係行政機関が一体となつて口永良部島の観測及び総合的な評価を行う体制を整備しています。

火山活動の状況については、引き続き厳重な監視を行うとともに、地元自治体と連携して、適時に住民に対ししっかりと説明を行ってまいります。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣(林芳正君) 吉良議員の御質問にお答えいたします。

農地法に基づく農地転用許可及び農振法に基づく開発許可に係る市町村への権限移譲についてのお尋ねがありました。

今回の第五次地方分権一括法案における農林水産大臣が指定する市町村への農地転用許可及び開発許可の権限移譲については、市町村の申出を受けて、農地転用許可や開発許可の基準に従って、制度を適正に運用すると認められることなどの基準を満たす、農地の確保に責任を持つて取り組む市町村を指定することを基本的に考えております。

また、これらの権限の移譲に当たっては、優良

農地の確保を図る観点から、許可基準の緩和は行わないこととしております。さらに、農林水産省として、指定市町村におけるこれらの制度の運用状況を把握し、必要な場合には所要の是正措置を講ずべきことを求めることも考えております。

このため、農地法及び農振法の改正により、農地の壊廃が一層進み、食料生産の基盤が大きく損なわれるとの御懸念は当たらないものと考えております。

農用地等の確保等に関する基本指針についてのお尋ねがありました。

現行の基本指針における確保すべき農用地等の面積の目標である四百五十万ヘクタールについては、平成二十二年に閣議決定をしました食料・農業・農村基本計画において、平成三十二年の農地面積を四百六十一万ヘクタールと見通したことを踏まえ、定めたものです。

この基本指針については、本年三月に閣議決定した新たな基本計画において、平成三十七年の農地面積を四百四十万ヘクタールと見通したことを踏まえ、今後、見直しを検討していく考えです。

また、この確保すべき農用地等の面積の目標については、今回の第五次地方分権一括法案における農振法の改正によつて、都道府県及び市町村から意見を聞くこととしており、都道府県及び市町村と十分議論をした上で国が定めることとしております。

このような制度の適切な運用を通じ、国、都道府県及び市町村が、共通認識の下、食料の安定供給の基礎である優良農地の確保に取り組んでいくこととしております。

以上です。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長長広田一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔広田一君登壇、拍手〕

○広田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の適用対象から除外するとともに、同社が完全民営化した後も配慮すべき指針の策定等、国鉄改革の経緯を踏まえた経営を実施することを確保するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、JR九州の完全民営化の在り方、赤字路線の維持及び輸送の安全の確保に向けた取組、税制特例の取扱い、JR北海道・四国・貨物三社の将来展望等について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。
 〇議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票開始〕

〇議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

〇議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
 副議長 興石 東君

議員
 吉良よし子君 又市 征治君
 石川 博崇君 竹谷とし子君
 辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
 河野 義博君 佐々木さやか君
 倉林 明子君 福島みずほ君
 矢倉 克夫君 杉 久武君
 宮本 周司君 田村 智子君
 紙 智子君 秋野 公造君
 新妻 秀規君 平木 大作君

若林 健太郎君	江島 潔君	鶴保 庸介君	関口 昌一君	風間 直樹君	相原久美子君
仁比 聡平君	大門実紀史君	岩城 光英君	伊達 忠一君	林 久美子君	福岡 資麿君
若松 謙維君	谷合 正明君	岩井 茂樹君	平野 達男君	広田 一君	藤末 健三君
横山 信一君	藤川 政人君	山本 太郎君	阿達 雅志君	尾立 源幸君	大久保 勉君
中原 八一君	三原じゅん子君	青木 一彦君	荒井 広幸君	白 眞勲君	足立 信也君
井上 哲士君	小池 晃君	主演 了君	谷 亮子君	藤本 祐司君	佐藤 信秋君
浜田 昌良君	山本 香苗君	羽生田 俊君	二之湯武史君	芝 博一君	小林 正夫君
山本 博司君	磯崎 陽輔君	長峯 誠君	中泉 松司君	藤田 幸久君	大塚 耕平君
藤井 基之君	北川イツセイ君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	那谷屋正義君	山東 昭子君
市田 忠義君	山下 芳生君	大沼みずほ君	上月 良祐君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君
荒木 清寛君	山口那津男君	酒井 庸行君	島田 三郎君	神本美恵子君	田中 直紀君
魚住裕一郎君	西田 実仁君	島村 大君	高野光二郎君	羽田雄一郎君	郡司 彰君
長沢 広明君	世耕 弘成君	高橋 克法君	滝沢 求君	榛葉賀津也君	和田 政宗君
衛藤 晟一君	山谷えり子君	石井 準一君	丸山 和也君	渡辺美知太郎君	田中 茂君
赤池 誠章君	長谷川 岳君	古川 俊治君	森 まさこ君	清水 貴之君	松沢 成文君
大家 敏志君	宇都 隆史君	丸川 珠代君	西田 昌司君	薬師寺みちよ君	行田 邦子君
吉川ゆうみ君	森屋 宏君	塚田 一郎君	石井みどり君	山口 和之君	東 徹君
山下 雄平君	山田 修路君	吉田 博美君	松山 政司君	有田 芳生君	浜田 和幸君
渡邊 美樹君	堀内 恒夫君	水落 敏栄君	山本 順三君	中西 健治君	井上 義行君
三宅 伸吾君	堀井 亨君	猪口 邦子君	松下 新平君	藤巻 健史君	蓮 舫君
舞立 昇治君	渡辺 猛之君	佐藤 正久君	片山さつき君	大島九州男君	中野 正志君
馬場 成志君	石井 正弘君	溝手 顕正君	柳本 卓治君	水野 賢一君	山田 太郎君
井原 巧君	太田 房江君	岸 宏一君	武見 敬三君	儀間 光男君	柴田 巧君
石田 昌宏君	北村 経夫君	山崎 力君	橋本 聖子君	水岡 俊一君	津田弥太郎君
大野 泰正君	古賀友一郎君	山本 一太君	木村 義雄君	江口 克彦君	中山 恭子君
中西 祐介君	磯崎 仁彦君	森本 真治君	鴻池 祥肇君	松田 公太君	アントニオ猪木君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	真山 勇一君	川田 龍平君
石井 浩郎君	山田 俊男君	浜野 喜史君	小西 洋之君	小見山幸治君	増子 輝彦君
山田 俊男君	小泉 昭男君	石橋 通宏君	大野 元裕君	福山 哲郎君	櫻井 充君
岡田 直樹君	二之湯 智君	斎藤 嘉隆君	徳永 エリ君	小川 敏夫君	長浜 博行君
愛知 治郎君	野村 哲郎君	田城 郁君	難波 奨二君	小野 次郎君	室井 邦彦君
中川 雅治君	宮沢 洋一君	江崎 孝君	滝波 宏文君	前川 清成君	加藤 敏幸君
林 芳正君	岡田 広君	野田 国義君	金子 洋一君	北澤 勝也君	直嶋 正行君
金子原二郎君	脇 雅史君	吉川 沙織君	牧山ひろえ君	寺田 武志君	柳田 稔君
				寺田 典城君	江田 五月君
					片山虎之助君

國務大臣

財務大臣	麻生 太郎君
總務大臣	高市 早苗君
農林水産大臣	林 芳正君
国土交通大臣	太田 昭宏君
國務大臣 (内閣府特命担当大臣(防災))	山谷えり子君
國務大臣 (内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))	山口 俊一君
國務大臣 (内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域))	石破 茂君
副大臣 内閣府副大臣	平 将明君

議長の報告事項

去る五月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
辞任	滝沢 求君
補欠	世耕 弘成君
厚生労働委員	山下 雄平君
補欠	山東 昭子君
辞任	世耕 弘成君
補欠	滝沢 求君
国土交通委員	世耕 弘成君
補欠	滝沢 求君
辞任	山東 昭子君
補欠	山下 雄平君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員	補欠
辞任	宮本 周司君
補欠	三木 亨君
田城 郁君	難波 奨二君
田中 直紀君	藤田 幸久君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。
電気事業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第二九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案

同日議員から次の質問主意書が提出された。
安全保障関連法案の用語の定義に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一四八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員和田政宗君提出米國連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣の演説に関する質問に対する答弁書(第一三三三号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法

同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十六年食育推進施策」に関する報告を受領した。
同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年森林及び林業施策」についての文書を受領した。

一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	世耕 弘成君	補欠	堀井 巖君
蓮 舫君	那谷屋正義君		
財政金融委員	補欠	川田 龍平君	
辞任	藤巻 健史君	補欠	川田 龍平君
文教科学委員	補欠	蓮 舫君	
辞任	那谷屋正義君	補欠	藤巻 健史君
厚生労働委員	川田 龍平君	補欠	藤巻 健史君
辞任	堀井 巖君	補欠	世耕 弘成君
農林水産委員	舞立 昇治君	補欠	世耕 弘成君
辞任	堀井 巖君	補欠	世耕 弘成君
環境委員	舞立 昇治君	補欠	世耕 弘成君
辞任	鴻池 祥肇君	補欠	舞立 昇治君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員	補欠		
辞任	三木 亨君	補欠	宮本 周司君
難波 奨二君	斎藤 嘉隆君		
藤田 幸久君	田中 直紀君		
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。			
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)	総務委員会に付託		
水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第三六号)			

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

環境委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。
個人情報保護法等改正案及び同法に係る下位法令とデジタルコンテンツ等との関係に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一四九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
在日朝鮮人による「祖国訪問団事業」などに関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一四三三号)
北朝鮮にある日本人墓地に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一四四号)

日米ガイドラインに関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一四五号)
ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約についての政府の認識に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一四六号)

安倍総理のアジア・アフリカ会議(バンドン会議)六十周年記念首脳会議出席に際してのインドネシア・カリバタ英雄墓地の参拝に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一四七号)

昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
辞任	堀井 巖君
補欠	古賀友一郎君
総務委員	那谷屋正義君
補欠	蓮 舫君
辞任	井原 巧君
補欠	末松 信介君
外交防衛委員	小坂 憲次君
補欠	中泉 松司君
辞任	末松 信介君
補欠	井原 巧君
石川 博崇君	羽田雄一郎君
	杉 久武君

財政金融委員

辞任

川田 龍平君

補欠

藤巻 健史君

文教科科学委員

辞任

蓮 舫君

補欠

那谷屋正義君

厚生労働委員

辞任

羽田雄一郎君

補欠

福山 哲郎君

農林水産委員

辞任

古賀友一郎君

補欠

堀井 巖君

環境委員

辞任

舞立 昇治君

補欠

鴻池 祥肇君

行政監視委員

辞任

杉 久武君

補欠

石川 博崇君

議院運営委員

辞任

清水 貴之君

補欠

室井 邦彦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

室井 邦彦君

清水 貴之君

補欠

田城 郁君

同日日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任

齋藤 嘉隆君

補欠

田城 郁君

国土交通委員会

理事 河野 義博君

(河野義博君の補欠)

環境委員会

理事 高橋 克法君

(高橋克法君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第五一号)

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第六五五号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五五号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

年金積立金を活用した奨学金制度の創設に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第一五〇号)

戦争法案に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一五一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出番号法、個人情報保護法に關する質問に対する答弁書(第一三六号)

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に關する質問に対する答弁書(第一三七号)

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合意である旨を明記した政府見解等の存否に關する質問に対する答弁書(第一三八号)

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言の意味に關する質問に対する答弁書(第一三九号)

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣における専守防衛の理解に關する質問に対する答弁書(第一四〇号)

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法の精神」という文言の理解に關する質問に対する答弁書(第一四一号)

参議院議員福島みずほ君提出MOX燃料の審査基準に關する質問に対する答弁書(第一四二号)

審査報告書

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月二日

国土交通委員長 広田 一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 JR九州は、純民間会社化後においても、輸送の安全があらゆることに優先する最も重要な基本的な事項であることに鑑み、輸送の安全の確保に万全を期すこと。また、施設の老朽化対応等の設備更新、鳥獣の衝突防止等に係る取組、防災・減災対策の推進及び運賃・料金の適切な水準の維持に鋭意努めるとともに、利用者ニーズに対応した適切な輸送力の確保及び利用者サービスの向上に努めること。

二 JR九州は、輸送の安全・安心の確保及び一層の向上等に資するよう、今後とも人材の確保及び技術・技能の適切な継承に努めること。

三 JR九州は、本法施行後にあつても、需要を積極的に開拓するなど、できる限り経営努力により鉄道路線の維持に努めるとともに、取り巻く環境の変化等を十分踏まえ、引き続き沿線地域の交通利便の確保に万全を期すべく沿線自治体等と密接な連携を図ること。

四 JR九州は、関連事業を展開するに際して、大量の利用者が集散する駅施設を保有すること等を十分に留意し、当該進出地域の振興、中小企業者への影響等について、適切な配慮を行うこと。

五 本法附則第二条第一項の指針は、JR九州の健全な経営に配慮し、過度の規制とならないよう適切に定めること。

六 本法附則第七条の経営安定基金の取崩し及び振替に際しては、JR九州の安定的経営が長期的に可能となるよう十分配慮するとともに、JR九州の経営の自由度が確保されるよう留意すること。

七 国等は、九州地区における鉄道を取り巻く厳

しい経営環境を十分勘案し、適切な輸送の確保に向けて、所要の支援措置を講じること。また、今後、株式上場の動向等を勘案し、税制についてその在り方の検討に努めること。

八 JR北海道及びJR四国は、経営自立に向けた経営基盤の確立に努めるとともに、国は、両社を取り巻く現下の厳しい経営環境に鑑み、引き続き安全な輸送サービスの提供に資する鉄道のインフラの維持・強化、高速化等に対して所要の支援措置を講じること。また、JR貨物は、経営基盤の確立に努めるとともに、国は、物流政策として掲げる物流モーダルシフトの促進を目的として引き続き適切な支援措置を講じること。

九 人口減少や少子化等、鉄道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通政策基本法の理念に則り、JR各社は、民営鉄道やバス・タクシーなどの連携を深めるとともに、国は、公共交通全体を見据えた輸送の在り方とJRの位置付けを踏まえつつ、上下分離方式など、地域との更なる連携に向けた具体的方策について検討に努めること。

十 国は、各鉄道事業者において、今後とも高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため、駅施設や車両のバリアフリー化がなされるよう必要な支援を行うこと。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年五月十九日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年六月三日 参議院会議録第二十三号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社を」と及び四国旅客鉄道株式会社」に改める。

第二条中、「九州旅客鉄道株式会社」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条、第七条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(指針の公表等)

第二条 国土交通大臣は、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第一条の趣旨にのっとり実施された日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、次に掲げる者(次項第一号を除き、以下「新会社」という。)が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びに新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 この法律による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律(以下「旧法」という。)により設立された九州旅客鉄道株式会社(以下単に「九州旅客鉄道株式会社」という。)

二 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において九州旅客鉄道株式会社が

経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受け、合併若しくは分割又は相続により施行日以後経営する者であつて、その営む事業の内容、規模、出資者その他の事情を勘案して国土交通大臣が指定するもの

道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保のために必要な事業経営を行つていないと認めるときは、当該新会社に対し、その事業経営に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

一 会社間(前項各号に掲げる者の間又は当該者とこの法律による改正後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律第一条第三項の会社若しくは旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項の新会社との間をいう。以下この号において同じ。)における旅客の運賃及び料金等の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用その他の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた新会社がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することが出来る。

二 日本国有鉄道の改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たつての利用者の利便の確保に関する事項

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた新会社が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合であつて、当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保が著しく阻害されている事実があると認めるときは、当該新会社に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

三 新会社がその事業を営む地域において当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害又はその利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項

4 国土交通大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

(罰則)

第五条 前条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした新会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

(指導及び助言)

(経過措置)

第三条 国土交通大臣は、指針を踏まえた事業経営を確保するため必要があると認めるときは、新会社に対し、その事業経営について必要な指導及び助言をすることが出来る。

第六条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前二 前項の決議については、旧法第九条の規定は、適用しない。

(勧告及び命令)

第七条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前日において、国土交通省令で定めるところによ

第四条 国土交通大臣は、指針に照らし、新会社が正当な理由がなくて当該新会社が経営する鉄

第七号 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前日において、国土交通省令で定めるところによ

平成二十七年六月三日 参議院會議録第二十三号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案 投票者氏名

り、その事業の運営に必要な費用に充てたるため、旧法第十二条第一項に規定する基金の全額を取り崩すものとする。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第八条 施行日の前に九州旅客鉄道株式会社が発行した社債券及び利札並びに当該社債券又は当該利札を失った者に交付するために施行日以後に九州旅客鉄道株式会社が発行する社債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第九条 九州旅客鉄道株式会社の施行日の属する事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

第十条 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新会社に対する厚生年金保険法等の一部を改正する法律の規定の適用)

第十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五十四条第一項及び第三項から第五項までの規定の適用については、新会社を同法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

(政令への委任)

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部改正)

びを「旅客会社」に改め、「新会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第十条第一項

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六條

三 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第九条第七号

(自衛隊法の一部改正)

第十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新会社」の下に「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「者」の下に「次項第一号を除き、」を加え、同条第二項第一号中「新会社の間又は新会社とこの法律による改正後の」を「前項各号に掲げる者の間又は当該者と」に改め、「の会社」の下に「若しくは旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二条第一項の新会社」を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第

百号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成十三年法律第六十号」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)」を加える。

投票者氏名

日程第一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

阿達 雅志君	愛知 治郎君	世耕 弘成君
青木 一彦君	赤池 誠章君	伊達 忠一君
赤石 清美君	井原 巧君	高橋 克法君
石井 準一君	石井 浩郎君	滝波 宏文君
石井 正弘君	石井みどり君	鶴保 芳文君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	豊田 俊郎君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	中川 雅治君
岩井 茂樹君	岩城 光英君	中西 祐介君
宇都 隆史君	上野 通子君	長峯 誠君
江島 潔君	衛藤 晟一君	二之湯武史君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	羽生田 俊君
大沼みずほ君	大野 泰正君	馬場 成志君
太田 房江君	岡田 直樹君	林 芳正君
岡田 広君	片山さつき君	藤井 基之君
金子原二郎君	木村 義雄君	古川 俊治君
岸 宏一君	北川イツセイ君	堀内 恒夫君
北村 経夫君	熊谷 大君	松山 政司君
小泉 昭男君	小坂 憲次君	丸山 和也君
古賀友一郎君	上月 良祐君	三原じゅん子君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	水落 敏栄君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	宮沢 洋一君
山東 昭子君	島田 三郎君	森 まさこ君
島村 大君	末松 信介君	柳本 卓治君

山下 雄平君	山田 修路君	関口 昌一君
山田 俊男君	山谷えり子君	高野光二郎君
山本 一太君	山本 順三君	滝沢 求君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	武見 敬三君
若林 健太君	脇 雅史君	塚田 一郎君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	堂政 茂君
足立 信也君	相原久美子君	中泉 松司君
有田 芳生君	石上 俊雄君	中曾根弘文君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	中原 八一君
江崎 孝君	江田 五月君	二之湯 智君
		西田 昌司君
		野村 哲郎君
		長谷川 岳君
		橋本 聖子君
		福岡 資麿君
		藤川 政人君
		堀井 巖君
		舞立 昇治君
		松下 新平君
		丸川 珠代君
		三木 亨君
		三宅 伸吾君
		溝手 顕正君
		宮本 周司君
		森屋 宏君
		山崎 力君
		山田 修路君
		山谷えり子君
		山本 順三君
		吉田 博美君
		脇 雅史君
		渡邊 美樹君
		相原久美子君
		石上 俊雄君
		磯崎 哲史君
		江田 五月君

小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
齋藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞敷君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舩君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
東 徹君	小野 次郎君

片山虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君
藤巻 健史君	真山 勇一君
室井 邦彦君	アノ二才猪木君
井上 義行君	行田 邦子君
田中 茂君	松田 公太君
山口 和之君	山田 太郎君
江口 克彦君	中野 正志君
中山 恭子君	浜田 和幸君
松沢 成文君	和田 政宗君
中西 健治君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
福島みずほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	主演 了君
谷 亮子君	荒井 広幸君
平野 達男君	興石 東君

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山本 太郎君

一一二名

米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣の演説に関する質問主意書

安倍総理は、平成二十七年四月二十九日(現地時間)に行つた米国連邦議会上下両院合同会議での演説におつて、「Post war, we started out on our path bearing in mind feelings of deep remorse over the war. Our actions brought suffering to the peoples in Asian countries.」と発言した。我が国の総理大臣が、外国において国を代表して行つた演説については、外交上、その意味する内容が明確でなければならぬと考える。

そこで、以下、質問する。

一 前述の演説における発言中の「deep remorse over the war」について、政府は、第二次世界大戦における我が国のどのような行為について「痛切な反省(外務省仮訳)」をしているのか、具体的に明示されたい。また、その「痛切な反省(外務省仮訳)」とは何か、具体的に明示されたい。

二 前述の演説における発言中の「Our actions brought suffering to the peoples in Asian countries.」について、政府は、第二次世界大戦における我が国のどのような行為が、「アジア諸国民に苦しみを与えた(外務省仮訳)」とするのか、具体的に明示されたい。また、その「苦しみ(外務省仮訳)」とは何か、具体的に明示されたい。

右質問する。

平成二十七年五月二十九日

参議院議長 山崎 正昭殿 安倍 晋三

参議院議員和田政宗君提出米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣の演説に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員和田政宗君提出米国連邦議会上下両院合同会議における安倍総理大臣の演説に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの発言については、我が国が、かつて、多くの国々、取り分けアジア諸国の人々に對して多大の損害と苦痛を与えたことにつき、一般的に率直な反省の気持ちを表明したものであり、対象とする行為等を特定したものではない。

いずれにせよ、安倍内閣としては、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる。

番号法、個人情報保護法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿 福島みずほ

番号法、個人情報保護法に関する質問主意書

一 番号法に関する基本的事項について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とする。)第十九条第十二号では、刑事事件の捜査、その他法令で定める公益上の必要があるとき等の場合に特定個人情報の提供が認められている。また公益上の必要がある場合について、同法施行令第二十六条では、破壊活動防止法、国際捜査共助等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律などを別表で規定し、特定個人情報の提供を認めている。

番号法第十九条第十二号により提供される特定個人情報について、以下質問する。

1 内閣府大臣官房番号制度担当室作成の番号法の逐条解説(以下「逐条解説」という。)では、提供が認められる場合として、「個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において漏えいに係る特定個人情報証拠として裁判所に提出する場合」が例示されている。また第百八十六回国会衆議院内閣委員会の三月七日の審議において政府は、「例えば調査した際に、たまたまそこのある情報に番号が含まれていた場合、それを持つてこれらがないというのは非常に調査の妨げになる」ために政令事項として定めた」と答弁している。

他方、市民団体の質問に、刑事訴訟法第百九十七条の規定に基づく「捜査関係事項照会」に依じて特定個人情報回答(提供)すること番号法第十九条第十二号により可能と回答しており、警察関係者が「捜査関係事項照会書にマイナンバーを記せば、納税記録などが得やすくなり摘発の端緒として有用」と話していたとも報じられている(「サンデー毎日」二〇一五年二月一日号)。

捜査関係事項照会の際に、個人番号により照会することが認められるか、政府の見解を示されたい。また番号法第十九条を提供の法的根拠として、個人番号が付いていなければ警察等に提供されない個人情報、個人番号が付き特定個人情報となることにより提供可能になるか、政府の見解を示されたい。

2 番号法第二十条では、第十九条に該当する場合、特定個人情報の収集、保管が認められ

ている。番号制度にはプライバシー侵害の危険があり、特定個人情報保護委員会による監視・監督、特定個人情報保護評価の実施、マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認などの個人情報保護措置が規定されている。番号法第十九条及び同法施行令により警察等に提供された特定個人情報について、これら保護措置がどのように適用されるか、示されたい。

3 番号法第五十三条では、第十九条及び同法施行令により警察等に提供された特定個人情報、特定個人情報保護委員会の指導及び助言、勧告及び命令、報告及び立入検査の適用除外とされている。逐条解説では刑事訴訟法、国税犯則取締法等において各種の保護措置や裁判所による救済措置等が講じられていることが理由とされているが、警察等に提供された特定個人情報に適切に取り扱われていることを確認する仕組みと、不適切な扱いに対する救済措置について示されたい。

4 番号法第十九条第五項では、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるとされている。番号法第十九条により刑事事件捜査のために提供された特定個人情報について、提供を求めた個別の刑事事件捜査に限定して利用されるのか、それともその他の刑事事件捜査等にも利用されるのか、「目的」と「限度」の判断基準を示されたい。

5 第百八十三回国会衆議院内閣委員会の四月二十四日の審議において政府は、刑事事件捜査に関して証拠として押収した個人番号付き名簿を証拠として取り調べることはできるが、それを超えて個人番号をキーとして検索

したりデータベースを作成したりすることは違法と答弁している。

その一方で、第百八十六回国会衆議院内閣委員会の三月七日の審議において、破壊活動防止法第二十九条による公安調査庁と警察庁及び都道府県警察との間の特定個人情報を含む情報又は資料の交換は可能と答弁している。

番号法施行令別表により公安目的で提供された特定個人情報、長期間保管・利用されることが想定されるが、公安目的の範囲内としてデータベースを作成し共有することはないので、またデータベースを作成せずに提供された特定個人情報をどのように保管・利用するのか、明らかにされたい。

6 第百八十六回国会衆議院内閣委員会の三月七日の審議において政府は、特定秘密保護法における適性評価への特定個人情報の利用に、特定秘密保護法第十二条第四項に基づく資料の提出や報告の徴収における特定個人情報取扱いについて検討すると答弁している。現時点における検討状況を明らかにされたい。

二 個人情報保護法改正案について

現行の個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第二条(定義)は、第一項で「個人情報」として定義した上で、第六項で個人情報の「本人」について「個人情報によって識別される特定の個人をいう」と定義している。今国会に提出されている個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案の第二条は、個人情報保護法第二条に「匿名加工情報」に関する次の第九項を加えるとしている。

「この法律において「匿名加工情報」とは、次

の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用う。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる「匿名加工情報」については、個人情報によつて特定の個人を識別することができないことを理由として、当該情報の「本人」の権利が制限されたり、個人情報取扱事業者らに義務付けられた制限が取り払われたりするおそれがあるのではないか。

すなわち「匿名加工情報」の匿名性が喪失し個人が識別されることが認められない限り、「本人」に認められた不服申立てをする権利などを行使できず、個人情報取扱事業者に義務付けられた本人同意を得ることなどの制限が履行されなくなるのではないのか、政府の見解を示されたい。

三 個人番号(マイナンバー)実務上の疑問点について

1 例えば、事業者が、雇用する従業者や委任関係にある役員など(以下「従業者等」という。)から、プライバシー権侵害のおそれなどを理由に個人番号の提示・記載を拒否された

場合の取扱いや、従業者等から個人番号の記載のない所得税の扶養控除等申告書(以下「マル扶」という。)を受け取った場合の具体的な取扱いが不明である。この場合、事業者は、その従業者等が住民登録している市区町村に問い合わせることはできないと思うが、事業者はどのように対応したらよいのか定かではない。個人番号の提示を拒否された場合、給与や報酬など(以下「給与等」という。)を支払わなくとも、労働関係法規上許されるのか明らかにされたい。また逆に、給与等を支払った場合、税務等関係当局から行政規制を受けるのか明らかにされたい。

2 例えば、事業者は、従業者等に提出してもらうマル扶に配偶者や扶養親族等の個人番号を記載するように求めなければならない。事業者は、マル扶に記載された当該配偶者や扶養親族の個人番号に関する本人確認事務において、各本人に対し事業所へ出向くように求める必要があるのか。必要があるとすれば、極めて非効率と思うがいかがか。逆に、必要がないとすれば、どのような法理に基づいて是認されるのか。

3 例えば、新聞社、講演企画者のような事業者が、電話やネットで取材をし、相手方に謝金等を支払う場合に、その相手方の個人番号の提示や本人確認を対面で行わなければならないのか。個人番号の提示や本人確認を対面で行わなければならないとすれば、政府による「番号で事務の効率性が高まる」とする広報とは真逆で、極めて効率性が悪いと思うがいかがか。逆に、ネット等で個人番号の提示や本人確認を行うことが認められるとすると、ネット空間に特定個人情報拡散され、場合によっては、特定個人情報などがハッカー等の餌食になるおそれがあるのではないか。政

府は、こうした面でのような対応策を考えているのか明らかにされたい。

4 例えば、給与等の支払を受ける従業者等や謝金等の支払を受ける受給者などが、支払をする事業者等の素性等が不透明なことから、自己の個人番号を提示することに不安がある場合、自己の個人番号を提示しない代わりに申告所得税の最高税率ないし相当の高い税率で源泉所得税の徴収を受けた上、確定申告でその差額の調整をすることでリスクを回避できる制度を導入している国があると聞くが、政府は承知しているか。我が国でも、特定個人情報漏えい、他人による悪用から納税者を護るために、こうした制度を導入する考えはないか。

5 例えば、個人事業者は、給与受給者の支払調書など法定資料に自己の個人番号を記載して交付することになっているが、こうした事務手続を続けていけば、個人事業者の個人番号が各所へ拡散し、場合によっては漏えい・悪用され手に負えなくなる危険があると思わないか。こうした個人事業者の個人番号が各所へ拡散、漏えいすることで個人事業者のプライバシーが危険にさらされる又は悪用されることを防ぐために、当局が個人番号から組成した符号ないし個別の雇用主番号を発行することで個人事業者が自己の個人番号を支払調書に直接記載しなくともよい仕組みを導入している国があると聞くが、政府は承知しているか。我が国でも、個人事業者の特定個人情報拡散・漏えいしないし悪用のおそれを防止するために、こうした制度を導入する考えはないか。

6 個人番号の不適切利用等に対する事業者やその従業者(以下「事業者等」という。)に対する罰則の適用ルールが不透明なため、事業者

等は怖くて個人番号を扱いたくないという声を各所で聞くが、こうした声に対する政府の見解を明らかにされたい。事業者等を保護するために、各人の個人番号を雇用等に使うことを止めて、各人の住民票コードないし個人番号から組成された分野別の符号ないし個別番号を使うセクショナル(分野別)番号を使い共通番号等でネットワーク化するモデルを採用することで、安心・安全な番号制を実施する考えはないか。言い換えると、医療情報等の管理等には、個人番号から組成した符号(医療等ID)を使うとしているが、租税、年金その他各種社会保障分野においても、直接個人番号を使わずそれぞれ独自の符号等を使うことで、罰則を廃止し、安心・安全をシステムで確保する賢明な番号政策を採るべきと思うがいかがか。

7 原子力発電所事故が発生した際の避難マニュアルなどにおいて、国や自治体の機関から特定個人情報漏れた場合(故意、過失を問わず)に対処するための事前の対策(準備)を国や自治体は採っているのか示されたい。

8 国や自治体の機関から特定個人情報漏れたことにより住民が被害を受けた場合、補償や賠償はどのように行うのか、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出番号法、個人情報保護法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出番号法、個人情報保護法に関する質問に対する答弁書

一 の1について

お尋ねの「捜査関係事項照会の際に、個人番号により照会すること」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第十九条第十二号に該当する適法な特定個人情報の提供になり得る。また、お尋ねの「個人番号が付いていなければ警察等に提供されない個人情報」が、個人番号が付く特定個人情報となることにより提供可能になることについては、その意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

一 の2及び3について

法第十九条第十二号の刑事事件の捜査が行われる場合等における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、法第五十条から第五十二条までの規定は適用されず、また、当該特定個人情報(法附則第六条第五項に規定する情報提供等記録開示システムの対象とはならない。一方、当該特定個人情報に係る特定個人情報ファイル保有しようとするときは、法第二十七条の規定により特定個人情報保護評価を実施する必要がある。また、刑事事件の捜査において押収された資料等については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)その他の関係法令に基づき適切に取り扱われるものと考えている。

一 の4について

法第十九条第十二号に該当して特定個人情報の提供を受けた者は、法第九条第五項の規定により、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるとされているが、その目的と限度の関係については、個別具体的な事案に即して判断され

るべきものであり、あらかじめお尋ねの「判断基準」をお示しすることは困難である。

一 の5について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、御指摘の「破壊活動防止法第二十九条による公安調査庁と警察庁及び都道府県警察との間の特定個人情報を含む情報又は資料の交換」については、法第十九条第十二号に該当せず、認められていない。

一 の6について

特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号)第十二条の規定による適性評価の実施においては、現時点で特定個人情報を利用する必要性はないと考えている。

二 について

特定の個人を識別することができないように個人情報加工して得られる匿名加工情報については、個人情報に該当しないことから、個人情報に関して設けられた本人に認められる権利等に関する規定の適用はない。

三 の1について

御指摘の場合に、事業者が従業者等に給与等を支払わないことは、お尋ねの「労働関係法規」上許されるものではない。また、事業者が従業者等に給与等を支払うこと自体は国税に関する法令に抵触するものではないが、そのことが、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)等の規定により、従業者等が申告書等に個人番号を記載する義務を免除するものではない。

三 の2及び3について

法第十六条において、個人番号利用事務等実施者は、法第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認の措置をとらなければならないものとされているが、所得税法第九十四条第一項の規定により扶養控除等申告書を提出しなければならないこ

とされている給与等の支払を受ける者は、法第二十三条に規定する個人番号関係事務実施者に該当するため、法第十六条の規定により、個人番号利用事務等実施者として当該扶養控除等申告書に配偶者等の個人番号を記載するためにその提供を受ける際に本人確認の措置をとることとなる。また、本人確認の措置については、必ずしも対面で行う必要はなく、電子情報処理組織を使用して個人番号を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号)第四条の規定により地方公共団体情報システム機構による電子署名を要するなど、送受信の際の情報漏えいの防止を図った上で個人番号及び個人識別事項に係る情報を送信する方法も認めることとしている。

三 の4について

御指摘の「リスクを回避できる制度」については承知しておらず、そのような制度を導入することは考えていない。

三 の5について

法や国税に関する法令において個人番号の漏えいや悪用を防止するための仕組みは十分に整備されており、御指摘の「手に負えなくなる危険がある」とは考えていない。また、御指摘の「仕組み」については承知しておらず、そのような制度を導入することは考えていない。

三 の6について

御指摘の「個人番号の不適切利用等」に係る罰則が適用される要件については、法において明確に定められている。また、御指摘の「番号制」や「番号政策」を実施することは考えていない。

三 の7について

法第二十四条第四項に規定する行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする

ときは、法第二十七条の規定により特定個人情報保護評価を実施する必要があるが、同条第一項に規定する評価書には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なりリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置についての記載がされている。

三 の8について

お尋ねについては、個別具体的な状況に即して判断されるものであり一概にお答えすることは困難であるが、国家賠償法(昭和二十二年法律第二百二十五号)等に基づき適切に対応することとなる。

昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

小西 洋之

昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に関する質問主意書

昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」において記載されている「昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」との文書を作成した時に、当該文書のために作成された行政文書で、現在も政府が保管しているものを網羅的に示されたい。また、当該行政文書について、「当該文書のために作成された行政文書」であると理解した理由について示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解作成時の行政文書に関する質問に対する答弁書

御指摘の資料については、作成当時決裁を行った際のいわゆる原議を内閣法制局において保有している。

七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合憲である旨を明記した政府見解等の存否に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

小西 洋之

七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合憲である旨を明記した政府見解等の存否に関する質問主意書

昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(以下「七・一閣議決定」という。)以降に政府が国会審議で累次にわたり答弁している、いわゆる限定的な集団的自衛権行使とはいかなるものであり、また、それは、国際法上のいわゆる集団的自衛権行使と何がどう異なるのかについて、具体的に示されたい。

二 憲法第九条と集団的自衛権の行使に関する政

府の憲法第九条の解釈について、前記一でいうところのいわゆる限定的な集団的自衛権行使が憲法第九条において許容されている旨が法理として明記されている七・一閣議決定以前の国会議事録、政府見解等について一切の漏れなく網羅的に示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合憲である旨を明記した政府見解等の存否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定以前にいわゆる限定的な集団的自衛権行使が合憲である旨を明記した政府見解等の存否に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)において示された憲法解釈は、憲法第九条の下でも例外的に「武力の行使」が許容される場合があるという従来の政府見解における同条の解釈の基本的な論理を維持し、その枠内で、「武力の行使」が許容される場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみがこれに当てはまると考えてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものである。同条の下で許容される「武力の行使」

は、あくまでも、同閣議決定でお示した「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められない。同閣議決定より前に政府としてこのような内容を示した文書、国会における答弁等が存在するとは承知していない。

昭和四十七年政府見解における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言の意味に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十二日

小西 洋之

参議院議長 山崎 正昭殿

昭和四十七年政府見解における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言の意味に関する質問主意書

一 昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」において記載されている「昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」の文書(以下「昭和四十七年政府見解」という)における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言は、「我が国に対する外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされ

る」という意味以外に解釈できないと理解してよいか。

二 前記一で、昭和四十七年政府見解における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言が「我が国に対する外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との意味以外の場合、それは、「我が国と密接な関係にある他国に対する外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」というような意味以外にどのような意味に解釈しうると考えているのか具体的かつ網羅的に示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解における「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」との文言の意味に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)において示された憲法解釈は、憲法第九条の下でも例外的に「武力

の行使」が許容される場合があるという御指摘の「昭和四十七年政府見解」において示されたものを含む従来の政府見解における同条の解釈の基本的な論理を維持し、その枠内で、「武力の行使」が許容される場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみがこれに当てはまると考えてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものである。

安倍内閣における専守防衛の理解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十二日

小西 洋之

参議院議長 山崎 正昭殿

安倍内閣における専守防衛の理解に関する質問主意書

一 安倍内閣におけるいわゆる専守防衛の定義は昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の前後で変わつておらず、それは平成二十六年版防衛白書等にある「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則つた受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」なるものと理解してよいか。

二 安倍内閣においては、前記一における専守防

衛の定義の冒頭にある「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し」という文言は、「B国から武力攻撃を受けたときにはじめてC国は防衛力を行使し」という意味以外に、例えば、「A国がB国から武力攻撃を受けたときにはじめてC国は防衛力を行使し」というような意味に理解できると考えているのか。

三 前記一の「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し」との文言の意味に係る安倍内閣の理解について、当該文言の意味における各関係国の関係性の態様についてどのようにな安倍内閣として理解しているかを、前記二にあるように「A国、B国、C国、D国」などの言葉を用いて、具体的かつ網羅的に示された。

四 前記一の「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し」との文言について、安倍内閣としては「我が国と密接な関係にある他国が相手国から武力攻撃を受けたときにはじめて我が国は防衛力を行使し」というような意味にも理解できるものと考えているのか。当該文言について理解している全ての意味について、具体的かつ網羅的に示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣における専守防衛の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣における専守防衛の理解に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けた

とき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)においても、憲法第九条の下で許容される「武力の行使」は、あくまでも、同閣議決定で明示した「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではない。このように、「専守防衛」は、引き続き、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、政府として、我が国の防衛の基本的な方針である「専守防衛」を維持することに変わりはない。

七・一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法の精神」という文言の理解に関する質問主意書

平成二十七年五月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

小西 洋之

七・一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法の精神」という文言の理解に関する質問主意書

昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整

備について」(以下「七・一閣議決定」という。前における政府の専守防衛の定義である「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいう。この考えにおける「憲法の精神」という文言の意味について、七・一閣議決定前の政府の理解を具体的に網羅的に説明されたい。また、当該「憲法の精神」の文言の意味と憲法前文に規定する平和主義との関係について安倍内閣が理解するところを具体的に右質問する。

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法の精神」という文言の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法の精神」という文言の理解に関する質問に対する答弁書

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。ここにある「憲法の精神」とは、憲法第九条の下、我が国が自衛のために行う実力の行使及び保持は、急迫不正の事態を排除するため必要最小限

度でなければならないことをいうものである。憲法第九条は憲法の基本原則の一つである平和主義の理念を具体化した規定であると解しており、この平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分とその立場に立つことを宣明したものであると解している。

MOX燃料の審査基準に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年五月二十五日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

MOX燃料の審査基準に関する質問主意書
原子力規制委員会の二〇一五年二月十二日付「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉施設変更許可申請書(三)号及び四号発電用原子炉施設の変更」に関する審査書(案)に対するご意見への考え方」の五十五頁の記述によれば、パブリックコメントとして出された意見「重大事故等について、ウラン炉心とプルサーマル炉心との違いについて検討し判断する根拠となるべき基準、MOX炉心を明記した判断基準は審査ガイドには見当たらない」等に対し、原子力規制委員会は「考え方」として次のように答えている。

「3号炉及び4号炉でMOX燃料を使用することは、申請書(添付書類)の有効性評価における条件等に記載されています。3号炉及び4号炉でのMOX燃料の使用は、既に許可されたものであり、本審査は、MOX燃料の使用を前提としています」、「新規規制基準では、ウラン燃料を使うかMOX燃料を使うかにかかわらず同じ基準を適用することとしており、重大事故等に関して、MOX燃料に特定した基準・審査ガイド等はありません」。

この「MOX燃料に特定した基準・審査ガイド等」は必要ありませんとの「考え方」に関連して以下の点を質問する。

一 MOX燃料特有の規制基準はないという理解でよいのか。もしあるならその法規、基準等を明示されたい。

二 「発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について」(平成七年六月十九日原子力安全委員会了承。以下「いわゆる三分の一MOX報告書」という。)で示された内容は、現行の規制基準には入っていないという理解でよいのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 前記二に関して、いわゆる三分の一MOX報告書が、例えば、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等で引用されていることはあるか。

もしあれば、その法規・基準等及び引用箇所を明示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出MOX燃料の審査基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出MOX燃料の審査基準に関する質問に対する答弁書

一について

実用発電用原子炉については、実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第七号)第六条において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材が適合すべき基準について規定されている。

二及び三について

原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)により改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)及び同法の規定に基づく実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会規則等に定める基準並びに同基準の解釈に係る原子力規制委員会決定(以下「新規規制基準等」という。)において、「発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について」(平成七年六月十九日原子力安全委員会了承)は引用されていないが、新規規制基準等は「発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について」の内容を踏まえたものである。

(参照)

六月二日議長において、左のとおり議席を変更した。

一四二 佐藤 正久君
一七九 福岡 資麿君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価	
（本体）	本号一部 一一八円
（〇四）	一一〇円